

平成25年第1回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（1月17日）

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第2号及び議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 閉議及び閉会宣告
- 署名議員

平成25年第1回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成25年1月17日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第 1号 訴訟上の和解について
日程第 4 議第 2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
日程第 5 議第 3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	加畑 毅 君	2番	宮田 和彦 君
3番	吉川 映治 君	4番	谷 正 君
5番	長田 美喜彦 君	7番	清水 清一 君
8番	梅本 和熙 君	9番	齋藤 要 君
10番	渡邊 嘉郎 君	11番	横嶋 隆二 君

欠席議員(1名)

6番 稲葉 勝男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	渥 美 幸 博 君
教 育 長	小澤 義一 君	総 務 課 長	松 本 恒 明 君
防 災 室 長	橋 本 元 治 君	企 画 調 整 課 長	谷 半 時 君
建 設 係 長	飯 田 満 寿 雄 君	産 業 観 光 課 長	大 野 寛 君

町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成25年第1回南伊豆町議会臨時会を開会します。

なお、本日は、6番議員、稲葉勝男君から欠席届が出されていることをご報告いたします。

また、建設課については、飯田建設係長が出席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君） 議事日程は印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君） これより議案審議に入ります。

議第1号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本年第1回臨時会、よろしくお願いを申し上げます。

議第1号 訴訟上の和解について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成19年3月に岩崎産業株式会社から静岡地方裁判所下田支部に損害賠償等請求事件として、南伊豆町に提訴された訴訟を原審とした東京高等裁判所で審理が行われている控訴事件について、同裁判所の和解勧告に基づき、和解交渉を行ってきた中で、平成25年1月11日付で和解条項案が示されたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事件は、1審での売買に関する損害賠償請求訴訟は勝訴しましたが、控訴され、確実に勝訴できるか断定できない中、和解により紛争の全面的解決が図られると考えます。さらに、自然環境の保全、観光資源の確保、道路の確保が図られることなど総合的観点から速やかに解決することが適当かつ相当であると判断し、和解案を議会に提案するものであります。

内容につきましては、企画調整課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、議第1号についてご説明申し上げます。

表紙の次のものがございます。和解条項（案）からでございます。

平成22年（ネ）第1501号、損害賠償等請求控訴事件。

一審原告、岩崎産業株式会社、一審被告、南伊豆町。

和解条項（案）。

第1項、土地の売買、この項は、2億2,500万円で岩崎産業株式会社の土地を町が買い受けることを定めたものです。

第2項、建物等の無償譲渡、この項は、岩崎産業が売買対象区域内にある建物を含むすべての所有物件を町に無償譲渡することを定めたものです。

第3項、現状有姿での引き渡し、この項は、土地及び建物等を現状有姿で引き渡し、瑕疵担保責任を免除することを定めたものです。

第4項、測量等業務、この項は、和解条項（案）の議決後、可及的速やかに岩崎産業が測量、分筆、登記業務を実施することを定めたものです。

第5項、測量等業務の成果品、この項は、岩崎産業が和解条項（案）の議決後4カ月以内を目途に測量等業務を完了することを定めたものです。

第6項、測量等業務負担金、この項は、測量等業務に要する費用の2分の1の額である2,983万2,075円を町から岩崎産業株式会社に支払うことを定めたものです。

第7項、土地売買仮契約、この項は、本件土地の分筆登記完了後、可及的速やかに土地売買仮契約を締結し、議決することを定めたものです。

第8項、所有権移転登記手続、この項は、土地売買仮契約の議決後、岩崎産業から町に所有権移転登記手続に必要な書類一切を交付することを定めたものです。

第9項、所有権移転時期、この項は、所有権移転時期を代金支払い時とすることを定めたものです。

第10項、土地売買代金の支払い、この項は、所有権移転登記完了後、町は岩崎産業に可及的速やかに土地の代金を支払うことを定めたものです。

第11項、道路、この項は、取得する土地の県道からのアクセス道路について、道路法上の道路として整備するとともに、町道として維持管理することを定めたものです。

第12項、公租公課負担、この項は、本件土地及び建物の公租公課について、平成25年1月1日現在の登記名義人が負担することを定めたものです。

第13項、その余の請求放棄、この項は、本件訴訟に関する和解条項（案）以外の請求を放棄することを定めたものです。

第14項、他の債権債務、この項は、和解条項（案）に定めるほかに債権債務がないことを相互に確認することを定めたものです。

第15項、訴訟費用、この項は、1審の静岡地方裁判所下田支部の訴訟と2審の東京高等裁判所の訴訟における訴訟費用は、各自の負担とすることを定めたものです。

次に、別紙物件目録（土地）は、売買対象の土地の地番を記載し、地籍については、別紙図面により売買対象区域を特定したものです。

次に、別紙物件目録（建物）は、売買対象の土地に存する建物を特定したものであります。

次に、土地売買仮契約書（案）は、和解条項（案）第7項に基づく契約書（案）で、内容につきましては、基本的には和解条項（案）と同様の内容となっております。

なお、大きな相違点は、第13条の収入印紙の負担や第17条の本契約の成立についてであります。

契約書の次の物件目録（土地）及び物件目録（建物）は、契約書（案）に添付するものとなります。

次に、図面の説明をいたします。

まず、図面1ですけれども、図面1は、まず上段の県道からのアクセス道路と言われているものなんですけれども、ピンク色で囲まれた部分、いわゆる道路の部分なんですけれども、そちらと緑色の文字で記載されたA、B、C、Dの点及びそれから379番地の土地から南側の部分が売買対象区域となっております。

次に、図面1-2につきましては、図面1の附属資料として、アクセス道路の範囲を特定したものです。

それから、図面2は、アクセス道路と隣接地との高低差に関する図面を示したものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 私が常々一般定例会で言っていることなんでございますけれども、一つお伺いしたいんですけれども、この和解条項の案、そして土地売買の仮契約、そして本契約に至るまでのこの過程において、この地区等でこれについての具体的な説明というものを個別的に回ってはいいただきたいと思うんですけれども、それについて町長、どうでしょうか。

○議長（梅本和熙君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本日この案件が審議された後、我々としては、地元への説明会等は予定をしております。その後のことにつきましては、まだ具体的には考えておりませんが、とりあえず今までの経緯と、そして本日のこの結果を地元の方たちにご説明をしたいという思いでおります。以上です。

○議長（梅本和熙君） ほかに質疑は。

宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 先ほどから聞いていまして、全協でもちょっとお聞きしたんですけれども、今、ずっと係争中ということで、当局側としては町民たちへ何も説明余りしてこなかったという印象があるんです。それでもう一つ、全協ではちょっといろいろ聞いているんですけれども、町民の皆さんに向かってひとつもう1回確認のためにお聞きしますけれども、先ほど町長おっしゃったジャングルパーク跡地購入の目的、これは自然の資源、観光資源の確保ということだけでしょうか。それだけ。

○議長（梅本和熙君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、前段のご質問ですが、これは私何度も今まで申し上げてきましたけれども、やはり係争中であるということです。そして、裁判ですので、やはり我々としてはこれはもう顧問弁護士に信用してお願いした経緯があります。ですので、我々としては、裁判ということを考えますと、弁護士等に相談しながら、そういったことで今までは係争中でありましてということで、皆さんにはご理解をいただいていたつもりでおります。

それから、今回の売買であります、和解という交渉の中で、こういった先ほどご説明した内容のものであります。これは何度も申し上げますけれども、まず自然環境の保全、そして観光資源の確保、あの観光地石廊崎という非常に恵まれた観光地であります。そういったことで、この観光資源の確保、それから道路の確保ということがあります。これはいろいろ今までもありましたけれども、まずあそこへ進入路等道路を確保したいということで、この

3点が主な目的でありまして、こういったことを総合的に判断、こういった観点から判断した中での今回のこういった和解の内容となっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） あと、もう一つ土地の価格なんですけれども、先ほどおっしゃった価格と現在の価格ですね、それが適正かどうかということをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答え申し上げます。

今回の和解条項（案）の中の和解金の主な内容といたしましては、土地の売買ということになります。土地の売買ということで2億2,500万円ということになっております。この金額につきましては、もともと基本的には、平成15年度当時、その土地の買い取りを岩崎産業のほうと協議をした際に不動産鑑定の評価をしたというときの金額が2億円という形になっておりました。その当時の2億円という金額の面積的には3万9,000平米ほどです。なので、単価的には6,000円弱という形になろうかと思えます。

今回の売買対象物件につきましては、いわゆる実測ではありませんけれども、22万5,000平米ほどになります。ということは、単価的には1,000円ぐらいになろうかということで、安価であるというふうには考えております。先ほど来から申し上げておりますとおり、いわゆる和解の交渉という中で金額というものが固まってきたというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） もう一つ進入路とそれから、その中にハウス、また解体するかどうかわかりませんが、撤去するような家屋というんですか、そういうものがあるんですけども、その費用等の見込み等は、今は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

今後の計画につきましては、協議等をしていってから決めるということになりますので、現時点では詳細な金額というのは、固まっていないという状態であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） もう一つ全協で私も聞いたんですけども、測量、分筆等この費用な

んですけれども、当局の予定価格よりは低かったので、岩崎産業との請負契約を結ぶ予定ということなんですけれども、なぜ安い、低かったか、当局の予定価格が低かったから地元のほうに照会しなかったのか、何か意図があるのか。

もう一つこのような前例などをつくりますと、当局が安かったからいいよと、そうしたら入札制度自体が成り立たないのではないかと、町民の皆さんに疑惑を持たれる可能性があるのではないかとこう思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

まず、測量等の負担金といいますか、費用の件なんですけれども、まずあそこの土地につきましては、いわゆる売買対象区域を分筆しなければならないということがございました。そういった中で、測量等につきましてどちらがやるかという話になりまして、岩崎産業のほう、つまり売り主である岩崎産業が測量から分筆をしますと、いわゆる売買の対象範囲を決めますと、決めたものについて南伊豆町のほうでもって買い取るという話であります。ですから、売り主のほうで測量、それから分筆作業までするという話に交渉の結果、そういう話になってきまして、そういった中で、そのかかった費用については、折半にしましょうという話になりまして、その折半の費用は幾らが適正なのかという話になりました。その費用を決めるに当たりまして、町といたしましては、通常町のほうが委託して発注してから、それから測量、分筆作業するときには、幾らぐらいかかるのかということを見込まなければならないということでもって町が設計をして、それで予定価格を決めたということでございます。その設計価格に基づきまして、岩崎産業のほうで幾らかかるのかということでもって見積もりを提出していただきました。その結果が町のほうの予定価格よりも下回ったということになります。

そういう形でもって負担金の金額についてをそういう交渉の中で決めていったということでもありますので、例えば町が測量とか分筆するときはどういった業者がいいのかという入札というものとは少し性質が違っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 今おっしゃいました町が決めた適正価格、それはお幾らだったのでしょうか。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

詳細はちょっと手元にはないんですけども、設計の予定価格が6,002万円余りです。見積もり価格が5,966万4,150円で岩崎産業から提示がありました。その2分の1の額で2,983万2,075円ということになったものです。

以上です。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この裁判で岩崎産業から損害賠償金3億6,000万何がしかの金額で裁判を訴えたものと私は解釈しているんですけども、この和解が始まったとき、損害賠償はいいから買い取ってくれよという話になっていると思うんですけども、当初岩崎産業は、和解の最初のころ、このジャングルパーク跡地を幾らぐらいで町に買っていただきたいという話があったのか、それで、裁判所の和解の段階でこの今の2億2,500万円になってきたと思うんですけども、当初はどのぐらいの金額を岩崎産業は言ってきたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

やはり先ほども少し申し上げましたけれども、平成15年度当時6億円という金額が提示をされていたということから、6億円ということにこだわっていたように思います。実際には、売買の対象範囲をどういうふうにするかということもありましたので、多少の提案の仕方等が違ってはきたんですけども、例えば現在買おうとしているような区域については、30年間というか、当初はすべてを売買をするということにもなっていなかったということがあったものですから。30年間の賃貸、1年間で2,000万円、30年間の賃貸ということで6億円という要求をしておりました。

以上です。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） そもそもの確認を改めてしたいと思います。

売買の附属の図面の1に関してですが、一つは、石廊崎の長津呂の漁港から登っていく登

山道、これは岩崎の土地であって、これを和解して買収することによって、すべて町の所有になるということかという確認です。

もう一つは、このピンク色の囲まれた道路、これは現在、県道に隣接している大きい駐車場のわきを通っておりますが、現在県道に隣接している大きな駐車場は、これは売買の対象とはならないということで認識をしていいのか。

もう一つ、3点目は、緑色に囲まれた大きな土地にピンク色で囲まれた県道からのアクセス道路を接続をするということが今回の買収の対象になるわけですが、改めてこの土地、登山道も含めて、またこういう図面の状態で買っていくということが町と今後の施策、行政の面でどういう認識、必要性、重要性を持ってこれを和解を受け入れて買い取るのか、この3点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

まず初めのいわゆる登山道の土地についてなんですけれども、この図面1にありますとおり、岩崎産業の土地であります。岩崎産業の土地の中を登山道が通っているという状態になりますので、今回和解条項という形で和解が成立すれば南伊豆町の土地という形になります。

それから、ピンク色の道路の部分なんですけれども、現在の駐車場の部分につきましては、やはり先ほどちょっとお話をいたしましたけれども、岩崎産業のほうの手放さなかったということですので、いわゆる駐車場の部分については、岩崎産業の所有のままということになります。ただし、現在の駐車場の西側といいますか、ここのピンク色で囲まれたような道路のような部分、そこにつきましては、幅員がおおよそ15メートルほどになりますので、ここの部分が道路として使えるというふうな形になるかというふうに思います。

それから次に、こういったアクセス道路の部分と、それから緑色の部分から南側の土地が南伊豆町の土地になるということで、つまり岩崎産業の土地が介在しているというような状態になります。南伊豆町のほうは、町として今後の利用計画等をつくっていくことになりかと思えます。岩崎産業のほうは、岩崎産業のほうでまた計画をつくっていくんだらうという形になりますので、共存といいますか、土地が介在した状態で今後の利用計画を考えていくということになりかと思えます。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 3番目に関連しますが、町長に質問します。

改めてこの長い係争を経て、この和解をもって、そしてこの示された土地を購入するということになるわけですが、この土地を購入することの意義、また、裁判でも和解に至って購入するという事になった意義、そして、その土地そのものとその後の展望についての意義について、町長の認識を答えていただけますか。

○議長（梅本和熙君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、非常に長い間かかってやっとここまできました。この訴訟が始まってからでもこの3月で6年になろうかと思えます。しかし、その前からこの問題はありました。私が就任してからもこの問題はずっと長いことかかって、やっと本日のこの訴訟は和解交渉という段階を経て、ただいまご審議をいただいております内容の和解というところまできたわけであります。

何度も申し上げますけれども、石廊崎は、我が町だけでなく、伊豆半島の観光の拠点であります。何とかしてあそこをもう一度再生をさせたいという思いがありました。そして、拠点として整備をして、我が町の観光だけではなくて、伊豆半島の観光に大きく貢献できるように地元の皆さん、そして町を挙げて取り組んでいきたいという思いがありまして、そして我々は訴訟となりましたので、控訴されましたので、これを受けて争ってきたわけであります。

そういうことで、今後あそこはやはり何度も何度も申し上げますけれども、観光の拠点として、観光地石廊崎のいわゆる再生のこの和解を経て売買が成立した段階で、再生元年と位置づけて私は取り組んでいきたいという思いがしております。

それには、やはりまだこの後、測量、分筆、そして購入、売買契約という手続があるわけでありますから、これが終わらねと何ともまだ仮に本日これが可決をいただいてもそういう手続を経ていくことになるわけですので、その暁には私は先ほど申し上げたようなことで、石廊崎問題には取り組んでいきたいという思いであります。

今までは、できることからやろうということで、係争中ではありましたけれども、いろいろ公衆トイレの問題やら奥石廊のユウスゲ、そしてビジターセンター、こういった問題、観光の観点からも取り組んでまいりましたが、今後は総合的に観光地石廊崎として、私はこの問題が解決した暁には、県、あるいは関係者の皆さんのご協力をいただきながら取り組んでまいりたいという思いであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第1号 訴訟上の和解については、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第2号及び議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君） 議第2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）、議第3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）及び議

第3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

議第2号及び議第3号は、議第1号の訴訟上の和解についての一連の補正予算であり、2議案で一对をなすものでありますので、提案理由を一括で申し上げます。

本案は、先ほど議決いただきました議第1号の和解条項（案）第6項に規定されている測量等業務に要する費用の負担金2,983万2,075円につきまして予算措置するものであります。

まず、議第2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出を2,983万3,000円増額し、それぞれの総額を43億8,831万1,000円とするもので、土地開発基金への繰り出しとなっております。

次に、議第3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算を2,983万3,000円増額し、それぞれの総額を2,983万4,000円とするもので、土地開発基金からの繰り入れにより測量費等負担金として支出するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第2号の内容説明からさせていただきます。

議第2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）であります。

1ページをお開きください。

1ページの第1条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,831万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明しますので、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。

2款1項13目基金費でございます。補正前の額が1,000円、補正額が2,983万3,000円、計3,083万3,000円でございます。財源内訳は一般財源が全額でございます。

28節繰出金2,983万8,000円、土地開発基金への繰出金が2,983万3,000円でございます。

10ページ、11ページにお戻りください。

歳入でございます。

歳入は、10款1項1目地方交付税でございます。補正前の額は18億4,000万円、補正額は72万7,000円で、計18億4,072万7,000円、地方交付税を不足補正でございますが、72万7,000円でございます。

その下の19款1項1目の繰越金でございます。補正前の額が3億2,846万8,000円、補正額が2,910万6,000円、計3億5,757万4,000円でございます。

1節繰越金2,910万6,000円、前年度繰越金を充てるものでございます。

8ページ、9ページにお戻りくださいませ。

歳出合計であります。補正前の額43億5,847万8,000円、補正額2,983万3,000円、計43億8,831万1,000円、補正額の財源内訳でございますが、一般財源が2,983万3,000円でございます。

続きまして、議第3号の内容説明をさせていただきます。

議第3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,983万4,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目公用地取得費でございます。補正前の額がゼロ、補正額は2,983万3,000円、計2,983万3,000円、財源内訳としては、その他2,983万3,000円でございます。

19節負担金、補助及び交付金が2,983万3,000円、測量費等負担金として2,983万3,000円でございます。

次に、歳入について説明します。

前の10、11ページをごらんください。

歳入でございます。

3款1項1目土地開発基金繰入金でございます。補正前の額ゼロ、補正額2,983万3,000円、計2,983万3,000円。

1節土地開発基金繰入金2,983万3,000円でございます。土地開発基金からの繰り入れでございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計であります。

補正前の額1,000円、補正額2,983万3,000円、計2,983万4,000円、補正額の財源内訳でございますが、その他2,983万3,000円でございます。

以上で議第2号及び議第3号の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第2号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第3号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（梅本和熙君） 本日の議事件目が終了したので、会議を閉じます。

臨時会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成25年第1回南伊豆町議会臨時会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 梅 本 和 熙

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 横 嶋 隆 二